

R6 サイクル研 再処理施設構内道路復旧工事

工 事 仕 様 書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目 次

I. 一般事項	1
1. 適用範囲	1
2. 工事件名	1
3. 工事場所	1
4. 工期	1
5. 工事概要	1
6. 工事範囲及び区域	1
7. 別途工事	1
8. 支給・貸与品	2
9. 適用法令及び規格等	2
10. 官公庁手続き等	3
11. 品質保証計画	3
12. 一般事項	4
13. 安全衛生管理	5
14. 工事管理	7
15. 試験検査	8
16. 建設副産物	9
17. 疑義	9
18. 軽微な変更	9
19. 法令、制度等に基づく確認等	9
20. 契約不適合責任	10
21. 検収	10
22. 核燃料サイクル工学研究所再処理廃止措置技術開発センターにおける工事特記事項	10
23. その他	14
24. 提出書類	15
II. 特記事項	18
1. 共通事項	18
2. 土工事	19
3. 道路整備工事	20
4. 雨水排水設備工事	20
5. 付帯設備工事	21
6. メーカーリスト	22

I. 一般事項

1. 適用範囲

本工事仕様書（以下「仕様書」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が発注する「R6サイクル研 再処理施設構内道路復旧工事」に適用する。

2. 工事件名

R6サイクル研 再処理施設構内道路復旧工事

3. 工事場所

茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

再処理廃止措置技術開発センター内

4. 工期

自 （契約締結日）

至 令和7年6月30日

外周道路については、令和7年3月より工事請負契約条項第32条に基づく部分使用を行う計画を予定しているため、令和7年2月28日までに工事を完了させること。部分使用に関して、各調整等について、原子力機構に協力すること。

5. 工事概要

本工事は、再処理施設周辺防護区域内にて実施された安全対策工事に伴い、撤去された既設の構内道路を復旧するものである。施工にあたり、復旧範囲内にある既設構造物の天端高と舗装高に高低差が生じる箇所は嵩上げ・嵩下げの措置を行い、蓋の更新、既設埋設物の補強及び不要物・支障物の撤去・移設を実施する。

土工事 : 掘削 約500m³

: 盛土 約200m³

道路整備工事 : 約3,000m²

雨水排水設備工事 : 一式

支障物撤去工事 : 一式

埋設物防護工事 : 一式

付帯設備工事 : 一式

6. 工事範囲及び区域

工事範囲：本仕様書及び工事内訳書、設計図書に依る。

区域：非管理区域

7. 別途工事

本工事期間内に、本工事区域近傍において、以下の別途工事が予定されていることから、工程調整を綿密に行い、安全かつ円滑な施工を実施できるよう調整すること。

本工事期間内に、本工事区域近傍において、以下の別途工事が予定されていることから、工程調整を綿密に行い、安全かつ円滑な施工を実施できるよう調整すること。

(1) 高放射性廃液貯蔵場の竜巻防護板等の製作・設置

高放射性廃液貯蔵場の外部扉に竜巻防護板等をクレーン配置により設置する計画の予定。

当該工事にて外周道路部に車両通行用のプラスチック製敷板を設置しているため、本工事の路床整正時前に撤去すること。

(2) 高放射性廃液貯蔵場の内部火災対策に係る給電設備の製作

高放射性廃液貯蔵場内へクレーン配置（令和6年12月～令和7年2月の期間、1回/週程度の配置を予定）により資機材を搬入する計画を予定。

(3) RETF 施設仮置き品搬出作業

令和7年3月より RETF 施設内の資機材を施設北側より搬出する計画を予定。

(4) RETF 施設建築確認完了検査に向けた改修工事（令和7年4月開始予定）

8. 支給・貸与品

工事用電力：構内指定場所より無償支給

なお、大容量の負荷等については、原則として発電機を用意すること。

工事用水：構内指定場所より無償支給

工事用土地：無償貸与

その他：原子力機構の指示による。

9. 適用法令及び規格等

本仕様書及び設計図書に特記なき限り、以下に示す法令及び規格、基準等の最新版について適用する。

(1) 適用法令

- ・建設業法、消防法、同施行令及び関係諸法規
- ・労働基準法、労働基準法施行規則、労働安全衛生法
- ・その他、関係法令、条例等

(2) 適用規格、基準

- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事共通仕様書」
- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事標準仕様書」
- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値」
- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事写真管理基準」
- ・国土交通省関東地方建設局企画部監修「測量・調査・設計業務必携」
- ・国土交通省「公共建築工事標準仕様書」（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ・国土交通省「公共設備工事標準図」（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ・日本産業規格（JIS）及び関係規格
- ・土木学会コンクリート標準示方書
- ・日本道路協会制定「道路土工」
- ・土木学会基準及び標準仕様書
- ・日本道路協会「舗装設計施工指針」
- ・日本道路協会「アスファルト舗装要綱」

- ・日本建築学会発行の各「基準・同解説」
- ・経済産業省 各技術基準
- ・電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本原子力研究開発機構または核燃料サイクル工学研究所の各諸規定（施設建設技術標準（CTS）等）
- ・その他、関係規格、基準等

10. 官公庁手続き等

- (1) 当該工事請負契約の受注者または契約書の規定により定められた受注者（以下、受注者という。）は、工事の施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への申請、届出等を法令、条例または設計図書の定めにより、受注者の負担と責任において遅滞なく実施すること。
- (2) 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員（以下、監督員という。）に報告すること。
- (3) 原子力機構が行う官公庁等に対する工事に必要な手続きのうち、原子力機構から協力依頼のあるものについては協力すること。
- (4) 本仕様書に定める試験、検査の他、原子力機構が受検する官公庁等の諸検査について協力、助成を行うこと。

11. 品質保証計画

- (1) 受注者の品質保証体系、基準等、必要事項について記載した品質保証計画書を速やかに提出すること。また、品質保証計画書には、以下の内容を記載すること。
 - 1) 品質保証の目的
 - 2) 品質保証計画書が適用される範囲
 - 3) 品質保証計画書の審査
 - 4) 品質保証に係る組織及び責任
 - 5) 適用法令・基準
 - 6) 教育・訓練
 - 7) 文書管理
 - 8) 調達管理
 - 9) 材料及び機器の管理
 - 10) 製作及び施工管理
 - 11) 検査・試験管理
 - 12) 不適合管理・再発防止対策
 - 13) 品質記録の管理
 - 14) アセスメント（監査等）
- (2) 必要に応じ同計画書に記載された内容を確認するため、受注者に対する品質保証監査を原子力機構が実施する場合は、これに協力すること。
- (3) 不適合が発生した場合は、受注者が定めた品質保証計画の手順書に従い対応すること。なお、不適合に関する報告は以下の項目を含めること。
 - (A) 不適合の名称
 - (B) 発生年月日
 - (C) 発生場所
 - (D) 事象発生時の状況
 - (E) 不適合の内容
 - (F) 不適合の処置方法及び処置結果

12. 一般事項

(1) 機微情報の管理

本工事に係る発注図書（工事仕様書、設計図等）をはじめ、原子力機構の構内埋設物図、平面図、配置図及び工事中に撮影した工事写真（ネガまたは電子データ含む）並びに文書作成ソフト、図面作成ソフト等により作成された電子情報については機微情報扱いとする。

このため、発注図書を含む契約書を除き、工事途中に原子力機構より貸与された構内埋設物図、平面図、配置図及び工事中に撮影した工事写真（ネガまたは電子データ含む）については取扱いに注意し、工事終了後速やかに原子力機構へ返却または提出すること。

なお、当該資料等については、原子力機構の同意なく本契約以外の目的に使用してはならない。また、第三者に開示してはならない。

(2) 電子データ流出防止

受注者は、本件で実施するために原子力機構より提出された全ての文書及びデータ並びに受注者が取扱う全ての文書及び電子データが第三者に流出することを防止し、その保護に努めること。

また、これらの電子データを扱うパソコン等については、ファイル交換ソフトのインストールを禁止し、受注者の責任において情報管理を徹底すること。

(3) 工事目的物等の管理

現場内に資材、材料等を保管する場合は、原子力機構が指示する位置に整理区分し、不良品または異物の混入を防止するとともに、表示や荷崩れ、飛散の防止対策を行うなど、受注者の責任において適切に管理を行うこと。

また、受注者は竣工検査に合格し、原子力機構への引渡し完了するまでは、その工事目的物を管理すること。また、原子力機構がその工事目的物に他の工事を行うときは、協力すること。

(4) 作業実施日について

休日及び夜間の作業は、原則行わないものとする。ただし、休日または夜間での対応が必要となる場合は、事前に監督員に実施理由を説明し、承諾を得ること。また、休日の事務所内作業についても同様とする。

なお、休日とは土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び原子力機構創立記念日を指す。

(5) 原子力機構が行う別途工事について

再処理センター構内で定めている統括安全衛生管理義務者のもと、安全管理を行うこと。また、原子力機構及び別途工事受注者と連絡を密にとり、構内工事全体の円滑な推進に協力すること。

(6) 工事現場に掲げる標識

受注者は、建設業法で定める建設業の許可票及び建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を行うこと。

また、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識、その他関係法令等で定める掲示について、公衆の見やすい場所に設置すること。

(7) 周辺公衆への影響について

原子力機構の業務は特殊性に富んでいるため事故、火災等を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものとなることを認識し、安全衛生管理には特に注意を払うこと。また、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等についても、

周辺住民に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法、対策等について原子力機構と綿密に協議すること。

工事に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅滞なく実施すること。

(8) 交通災害の防止

交通法規を遵守するとともに、現場周辺の交通に配慮し第三者へ損害を与えないよう注意すること。工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、路面の損傷、汚損防止に配慮するとともに、大型の輸送等に際しては事前に関係機関と協議のうえ計画を立て、必要に応じ届出、申請等の対応を行うこと。

紛争、事故等が生じた場合は、受注者の負担と責任において解決すること。また、速やかに事故等の発生日時、場所、原因、被害者情報、対応状況等を監督員に報告すること。

13. 安全衛生管理

(1) 安全文化を醸成するための活動等への協力

機構が実施する「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動」に協力すること。活動施策を以下に示す。

- 1) 安全確保を最優先とする。
- 2) 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。
- 3) 現場を重視し、リスクの低減を目指した保安活動に努める。

(2) 建設部が実施する「建設部安全3原則」を遵守すること。活動施策を以下に示す。

- 1) 重大事故防止及び既設設備保護のため、現場と記録の確認を徹底し、事前準備を怠らない。
- 2) 作業手順、ルールを確実に守り、新たなリスクが発生した場合は一度立ち止まる。
- 3) パトロールを重視し、現場リスクの見える化を図り、基本動作の遵守及び作業環境の改善を繰り返す。

(3) 安全の確保

原子力機構と工事の安全について十分打合せしたのち着工すること。安全確保については、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省）、関係法令及び原子力機構の定める保安、安全上の基準、要領に基づき、受注者の責任において自主的に行うこと。また、交通事故や火災、盗難、その他の事故防止に努めること。

(4) 迅速な通報連絡について

受注者は、火災・人身事故等または異常が発生した場合は、監督員が別途提示する通報連絡基準により、直ちにあらゆる手段で通報連絡すること。

(5) リスクアセスメント

受注者は、作業に先立ち必ずリスクアセスメントを実施し、その対策を実施すること。また、リスクアセスメントの結果（作業シート）を、監督員に提出すること。

(6) 施工前の打合せについて

作業内容及び作業に対する原子力機構の指示事項の相互認識を確実にするため、監督員より指示があった場合、受注者は当日の作業予定について打合せ協議（施工前打合せ）を作業着手前までに実施すること。記録様式、実施時期、その他詳細については、別途指示による。

(7) 危険予知活動

受注者は、毎日の作業に先立ち必ず全作業員にKY及び TBMを現地で実施させ、その内容を

確認するとともに、掲示を行うこと。なお、都合により遅れて参加できなかった作業員に関しても、必ずTBM及びKYを実施したのちに作業開始とすること。

(8) 安全パトロール

受注者は工事期間中、工事現場内及び周辺区域を定期的に安全パトロールし、安全を確保すること。

なお、原子力機構が実施する安全パトロール等は、受注者の安全活動を確認するものであり、受注者の行うべき安全管理、責任を免除するものではない。原子力機構の指摘、指導があった場合は、速やかに対応すること。

(9) 計画外作業の禁止

原子力機構が作業計画書、施工計画書、要領書等（以下、作業計画書等という。）にて承諾していない作業及び承諾されているが必要な手続きが実施されていない作業については厳禁とする。また、作業当日に予定されていない作業の実施についても、原則禁止とする。（以下、計画外作業という。）

なお、段取り等により作業当日に予定されていない作業が必要となった場合は、当該関係の作業を一時中断し、監督員と協議し許可を得ること。作業再開にあたっては、再度KY及びTBMを行い作業内容、手順、注意点等について、当該作業員に周知徹底すること。

(10) 既存設備等の損傷防止

別途提示する既設設備、埋設物等の損傷防止のための基準、要領に基づき、埋設物の事前確認、表示、作業方法等を検討し、掘削作業やあと施工アンカー等、既設埋設物に影響を与える可能性がある作業を実施する前には、建設部が実施する技術審議会の承諾を得てから作業を行うこと。現場における調査方法や技術審議会用の資料準備については監督員の指示に従うこと。

施工に際して既存設備、既存埋設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずること。既設躯体にアンカー打ち、部分的なはつり等で穴あけする場合は、原則として既設建家竣工図及び金属探査機等による既設埋設物調査を行い、メタルセンサー付ケーブルドラムを使用すること。また、地中埋設物調査のための試掘を先行して実施する場合についても、施工計画書等において承諾後に作業すること。

埋設物等を万一毀損した場合は、速やかに報告するとともに、原子力機構の指示に従って、受注者の負担と責任において同一材料にて速やかに復旧すること。

(11) 防火対策

工事現場及び周辺区域における火気の取扱いには十分注意するとともに、適切な防火養生、散水、消火設備及び火気監視員を配置するなどの措置を講ずること。

なお、火災により生じた損害は、すべて受注者の責任とする。

火災予防対策のための基準、要領については、別途提示する。

(12) 危険を伴う作業の事前確認

酸素欠乏危険作業、有機溶剤取扱い業務、その他危険を伴う作業前には、関係法令等に基づき、労働災害を防止するための器具または設備の準備及び点検並びに監視員の配置、その他要求事項について、事前に確認を行うこと。

各作業の基準、要領については、別途提示する。

(13) 工事区画の実施

災害防止のための工事区画による現場立入規制や安全確保のために必要な施策を適切に

行い、事故の発生防止に努めること。また、場内及び近傍の別途工事関係者に周知徹底すること。

(14) 玉掛け作業における注意事項

玉掛け作業は「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」（基発第96号）を遵守して行うこと。

(15) 枠組足場の原則

枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省）による設置を原則とすること。

(16) 単発的な作業について

リース業者による軽微な資材の搬出入等においても、必ずKY・TBMを実施させるとともに、事故、既存設備等の損傷防止のため適時安全確認を実施すること。

(17) 電気工事における注意事項

高圧での活線作業は禁止とし、活線部近接作業についても原則として行わないこと。低圧での活線作業についても原則として禁止とするが、やむを得ず活線作業及び活線部近接作業が必要なときは、監督員と協議を行うこと。

電気災害防止のための基準、要領については、別途提示する。

(18) 発電機使用時の注意

現場事務所電源、工事用電源として発電機を持ち込んで使用する時は、取扱い説明書に準拠して必ず保安接地を施したのちに使用すること。また、日常点検を実施すること。

(19) 安全掲示板について

現場には作業掲示板等を設置し、安全目標や作業内容、通報連絡基準、その他必要な周知事項について掲示し、作業員全員へ周知を行うこと。

(20) 新規入場者教育

新規入場者教育は、業種、規模を問わず必ず実施すること。また、作業に必要となる法定の安全衛生教育、特別教育等などについて確認すること。

(21) 作業主任者の選任について

労働安全衛生法により、作業主任者の選任が義務付けられている作業を実施する場合は、選任した作業主任者名およびその職務について、掲示及び周知を行うこと。

(22) 作業責任者等認定制度について

現場責任者、現場分任責任者については、原子力機構の当該事業所が実施する認定教育を受講し、所定の理解度が得られた者として認定される必要がある。原子力機構の当該事業所が制定する作業責任者等認定制度については、別途提示する。

なお、現場責任者、現場分任責任者の位置にあるものについては、作業員を重複してはならない。

14. 工事管理

(1) キックオフ会議の実施

契約後、現場着手に先立ってキックオフ会議を実施すること。キックオフ会議の日時、場所については原子力機構と協議すること。

(2) 工程計画

綿密な工程を策定し、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、円滑な進捗を図る

こと。また、工程表は遅滞なく提出し、原子力機構へ提出すること。

(3) 工事中設備

工事に必要な諸建物、電気、水、通信設備等の工事中設備及び仮設事務所等の設置については、あらかじめ原子力機構と協議するものとし、すべて受注者の負担と責任において準備すること。

施工方法及び維持管理方法については、原子力機構の承諾を受けること。

工事完了後は速やかに撤去し現状復旧すること。

なお、作業員宿舎等は原子力機構構内に設けることはできない。

(4) 施工計画

各種工事、作業については、安全、品質、施工手順に係る作業計画書等を作成し、遅滞なく提出すること。原子力機構の承諾後、当該作業開始前に施工計画書等に記載する諸般及び遵守事項を末端の作業員まで周知徹底し、内容を理解させること。

なお、計画においては、作業員の技量・必要資格を確認し、当該作業に適合していることを必ず確認すること。

(5) 下請業者の届出等について

あらかじめ原子力機構が指定した業者あるいは品目仕様については、原則として代替を認めない。下請業者については、主要資材製造所を含めるものとする。メーカーリスト及び製作仕様書の提出は、別途監督員の指示による。

(6) 品質管理

受注者は、工事の過程や検査等において不適合が発生した場合は、その名称、発生年月日、場所、発生状況、内容、原因の調査、処置方法及び処置結果を速やかに報告すること。また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、不適合管理要領書等を原子力機構に提出し承諾を受けるとともに、速やかに再発防止対策を策定すること。

なお、製造メーカーの不具合により品質が満足されなかった時、若しくは懸念される場合においては、必要に応じ外注先まで品質管理の監査を実施することがある。

原子力機構への提出が要求されない品質記録データ等に関しては、保証期間内において受注者が保管すること。また、保証期間を過ぎて品質記録の生データ等を保管する場合の期間は、受注者または製造メーカーの社内基準による。

(7) 工事に使用する設備、装置及び治工具の管理

工事に使用する設備、装置及び治工具については、機能及び精度を有したものを使用し、それらの機能が維持されているか確認するため適切な保守、点検を実施すること。

(8) 公衆災害の防止

公衆災害防止のための適正な施工の確保については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通省)を遵守して行うこと。

15. 試験検査

(1) 原子力機構が実施する試験検査については、次工程開始前に受検すること。

(2) 試験検査の詳細を明確にした試験検査要領書等を提出し、原子力機構の承諾を受けること。
試験検査は、受注者による検査及び機構工事監督部署による検査の後、検査合格をもって、次工程へリリースされる。

(3) 検査に用いる測定機器及び試験装置若しくは施工機械等については、有効期限内の国際又

は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らした校正記録または試験成績書等を提出し、原子力機構の承諾を得ること。

- (4) 関係法令、条例等で定められた官公庁等の立会検査及び試験は、原則として事前に監督員立会の下、予備検査及び試験を行うこと。
- (5) 主要資材については、調達前に主要資材承諾願いを提出し、原子力機構の承諾を受けること。
- (6) 原子力機構の試験検査を受検する場合は、事前に検査申請書を監督員へ提出すること。
- (7) 試験検査は、対象物及び検査実施状況等が識別できるよう状態表示を行うこと。また、原則として受検前には自主検査記録を提示すること。
- (8) 不合格製品が発生した場合は識別、排除を滞りなく実施するなど、合格品との混同を防止する処置を施すこと。
- (9) 試験検査後は、その結果を記載した書類を検査報告書として速やかに監督員へ提出すること。なお、検査報告書の内容、構成は監督員の指示によること。
- (10) 試験検査において不合格製品が発生した場合は、識別、排除を滞りなく実施し、適切な処置を施すこと。
- (11) 各様式等については、別途監督員より提示する。

16. 建設副産物

- (1) 建設副産物は、受注者の責任により適正に処分等を実施すること。
- (2) 建物等の解体方法、建設副産物の一時保管及び運搬、処理、処分等については、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して行うこと。
- (3) 処分に先立ち、依頼する収集運搬業者及び処理業者の許可証及び契約書の写し、運搬ルート情報等を記載した建設副産物処分計画書等を監督員に提出し、承諾を得た業者にて行うこと。また、処分完了後は産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し及び状況写真、種類の排出量集計表、その他を纏めた建設副産物処分報告書等を監督員に提出すること。

17. 疑義

本仕様書及び図面等に明記のない場合または疑義を生じた場合、或いは現場の納まり、取合い等により不具合が生じた場合等は、速やかに監督員に報告し協議すること。

18. 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置または工法を多少変更する若しくは施工上で当然必要と認められる軽微な変更については、受注者の負担において誠実に施工すること。

19. 法令、制度等に基づく確認等

(1) 施工体制台帳

本工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」及び「建設業法第24条の7第1項」の規定に該当する場合は、施工体制台帳（写）を提出すること。また、再下請負通知についても、その都度提出すること。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）

本工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき原子力機構が各種点検を行う場合には、これに協力すること。

(3) 国等による環境物品の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）

本工事において、使用する資材・製品及び建設機械については、「国等による環境物品の調達等の推進等に関する法律」に規定されるものの採用、使用に努めること。

(4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事に該当する場合は、法令に基づき説明、報告等を実施すること。また、原子力機構が届出をする場合には、これに協力すること。

(5) 工事实績情報サービス（CORINS）の登録

本工事において、工事实績情報サービスに登録する場合は、登録内容について事前に監督員の確認を受けること。

(6) 建設業退職金共済制度の確認

受注者を含め当該工事に関係する建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入し、掛金収納書を提出すること。現場事務所または工事現場の見やすい場所に、建退共適用事業主工事現場標識（シール）を掲示すること。

(7) 作業主任者の選任、掲示

労働安全衛生法第14条により、作業主任者の選任が義務付けられている作業の作業主任者名及びその職務について、掲示すること。

(8) その他、関係法令等による確認を行う。

20. 契約不適合責任

検収後に品質上の不適合が発見された場合は、請負業者は直ちに手直しを無償で行うものとする。また、原子力機構は請負業者に対して是正後の保証期間の延長を求めることができるものとする。不適合対応の期間及び保証期間は契約条項によるものとする。

21. 検収

原子力機構の実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。

22. 核燃料サイクル工学研究所再処理廃止措置技術開発センターにおける工事特記事項

(1) 工事の基準・要領について

核燃料サイクル工学研究所（以下、「サイクル研」という。）構内で工事を実施するにあたっては、別途提出するサイクル研「共通安全作業基準・要領」、その他関係基準等を遵守するものとする。また、工事要領（手順）書の作成においては、ホールドポイント等を定めるとともに、原子力機構と十分な調整を行うこと。

(2) 通報連絡について

緊急時の通報連絡については、別途原子力機構再処理センター担当者（以下、「機構担当者」という。）より提示する通報連絡基準に基づくこと。作業場所には担当する作業責任者又は分任責任者が常駐し、火災、人身事故、その他異常発生時の通報連絡を迅速に行うこと。

(3) 現場責任者教育

現場代理人、現場分任責任者については、サイクル研が実施する現場責任者等教育を修了

し認定を受ける必要がある。

なお、現場分任責任者は工事区画（範囲）毎に常駐すること。

(4) 危険作業の情報共有

危険作業（火気、高所、酸欠、重量物搬出入、活線近接、掘削、コア抜きはつり等）を行う場合には、必ず事前に監督員及び機構担当者と施工前打合せを実施し、想定される事象に対して適切な対策を講じること。なお、火気使用作業及び活線近接作業は事前に届出を機構担当者に提出し、承諾を得て作業を行うこと。

(5) 火気使用作業

工事現場及び周辺区域における火気の取扱いには十分注意するとともに、火気使用許可の防火対策に基づき適切な消火設備の配置、残火確認等を実施すること。使用器具は使用前点検を実施し異常の無いことを確認すると共に、使用中も必要に応じ適宜点検を実施すること。

なお、火災予防対策のための基準、要領については、別途提示する。

(6) 既設埋設物損傷防止

地中埋設配管等を損傷しないよう事前確認、表示、作業方法等を検討し、承諾を得て作業を行うこと。また、サイクル研における所定の申請手続きが必要となる場合は手続きを行い、承諾を受けること。

(7) 出入管理について

本工事場所はサイクル研構内の再処理センター敷地であることから、基本的にサイクル研構内への出入手続きと再処理センター敷地内への出入手続きが必要となる。

1) サイクル研構内への出入手続きについて

- ① 核物質防護上の対策により、原則として全ての出入構者は事前申請が必要となる。入構の5日前（5営業日前）までに「核燃料物質使用施設立入制限区域 臨時立入者申請書」をサイクル研に提出すること。

入構当日は身分を証明する書類(実物)を別途指定する警備所で提示し、受付けを行うこと。また、出入構車両はすべて、警備員の指示により車内確認を受けること。詳細については、機構担当者より提示する。

なお、諸条件を満たし3か月以上の常時立入及び車両入構を実施する場合においては、申請により常時立入証及び常時車両入構証を発行する場合がある。詳細については、機構担当者より提示する。

- ② サイクル研構内への出入りは、正門と田向門の二箇所になっている。作業関係者及び納品関係者等の積載量2トン以上の車両は、田向門を利用して出入構すること。

なお、休日作業の場合は、正門の利用となる。

田向門の利用可能時間は、原則として7:00～17:00（平日のみ）であるが、届け出を行えば18:55 まで利用可能である。

- ③ 作業関係者及び納品関係者等の積載量2トン以上の車両で、田向門の利用可能時間帯以外の時間に出入構する場合は、届け出が必要となるので注意すること。

- ④ 正門及び田向門とも、平日の以下の時間帯は作業関係車両の出入構を規制する。

8:00～ 8:30（正門及び田向門からの入構）

17:00～17:30（正門からの出構）

- ⑤ 構内道路のうち第2食堂から正門に向かっての道路については、平日の昼休みの時間帯（12:00～13:00）は、正門に向って一方通行になるため遵守のこと。

- ⑥ サイクル研構内への出入り手続き時に警備所にて確認する身分を証明する書類は、顔写真付身分証明書で行われる。所持していない作業員等がいる場合は、機構担当者へ事前に報告し、その指示に従うこと。

2) 再処理センター敷地内への出入り手続きについて

- ① 再処理センター敷地内に入構するには、事前の立入申請が必要となることから入構の5日前（5営業日前）までに次の書類をサイクル研まで提出すること。

・『再処理センター 一時立入申請書 <3か月以内>』

再処理センターに入構する者全員の氏名を記載し、身分を証明する書類の写しを添付すること。

・『再処理センター 車両一時立入申請書』

・『再処理センター 区画外駐車許可申請書（一時立入車両）』

・『再処理センター 立入制限区域 持込制限物品の持込・持出申請書』

揚重機等の建設系車両や、人力では運搬不可能な重量物搬入等の理由がある場合に限り、再処理センターへの車両入構が認められる。（人員輸送、構内移動時間短縮等の理由は不可。）従って、5ナンバー車両の入構は原則不可。また、車両の出入り口は、再処理警備所または実規模警備所とするが、詳細は機構担当者の指示に従うこと。

申請書には、再処理センターへ入構する車両及び運転手氏名を記載し、運転手の身分を証明する書類の写しを添付すること。また、運搬車両の場合は車載して搬入する物品（道具、工具含む）の名称及び数量（“一式”という記述は不可）を記載した搬出入物品リストも併せて提出すること。

なお、申請書には車両1台につき運転手を3名まで申請できるが、記載された車両と運転手の組合せが異なる場合には、入構が許可されない。従って、申請書の作成にあたっては想定され得る組合せを全て記載すること。

- ② 再処理センター敷地内への出入り構は、事前に申請し承諾を受けた申請書の写しを返却するので、申請時に添付した身分を証明する書類(実物)、サイクル研構内（正門及び田向門警備所）での入構受付時に受け取ったバッジ等を返却された申請書の写しに添えて、機構担当者の指示する警備所にて受付を行い、警備員の指示に従い、所定の手続きを行うこと。また、出入り構車両はすべて、警備員の指示により車内確認を受けること。

- ③ 再処理センター敷地内への出入り構時に再処理の警備所にて確認する身分を証明する書類は、次のうち1種類で確認が行われる。

- ・運転免許証
- ・パスポート（レセパセ含む）
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・外国人登録証明書
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

また、上記の書類をいずれも所持していない場合は、以下の3種類のうちから2種類を組合せて確認が行われる。

- ・住民票
- ・健康保険証

・年金手帳

なお、いずれの書類も所持していない場合は、機構担当者へ事前に報告し、その指示に従うこと。

- ④ 工事受注者及び作業員の再処理センター内への入構について、7:30~8:30の間は通行不可となるため、同時刻を避けて入域すること。なお、田向門からの入域は他工事の受注者及び作業員も利用するため、渋滞の発生等を考慮すること。

(8) 作業時間について

原則として、工事の作業時間を以下のとおりとするが、工事内容により止むを得ず時間外作業が生じる場合は、監督員と協議を行うこと。

作業時間： 8:00~12:00、13:00~17:00（後片付け含む）

(9) 発生土堆積場について

基本的に設計図に示す箇所（引き波防護柵西側の再処理センター駐車場）とするが、詳細な位置等については、別途監督員の指示による。

(10) 受注者の適合性確認

本契約において核物質防護上の管理情報を扱う場合は、扱いを開始する前までに以下に示す管理情報の管理に関する全ての要求事項を満足していなければならない。また、上記要求事項が満足していることを、原子力機構による確認（以下、「受注者の適合性確認」という。）を受けていなければならない。

なお、受注者の適合性確認において原子力機構が指摘等を行った事項は、その措置について原子力機構の了解を得て速やかに措置するとともに管理情報の扱いを開始する前までに原子力機構の確認を得なければならない。

- 1) 管理情報（複製を含む。）の保持のために必要な措置に関し、遵守すべき以下の規則を定めていること。
 - ① 管理情報を取扱う業務を統一的に管理する者（以下「情報管理責任者」という。）及び管理情報を取扱う者（以下「情報取扱者」という。）の指定（変更を含む。）
 - ② 情報取扱者の管理
 - ③ 管理情報の作成、持出し、保管、廃棄その他の取扱い
 - ④ 管理情報の取扱いのために必要な台帳等の整備
 - ⑤ 管理情報の保持のために必要な措置に関する教育
 - ⑥ 管理情報に関する異常時等の措置
 - ⑦ 管理情報に関する業務の一部を再受注者に発注する場合
 - ・再受注者の適合性に関する審査基準
 - ・再受注者に対する管理情報の保持措置
 - ⑧ 管理情報の取扱いの業務に関する管理状況の確認
 - ⑨ その他管理情報の保持のために必要な措置
- 2) 管理情報の取扱いを管理する体制が整っていること。
 - ① 情報管理責任者及び情報取扱者の各々の責任、役割分担が明確になっていること
- 3) 管理情報の保持のために必要な措置に関する教育を行っていること。
 - ① 情報管理責任者及び情報取扱者が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の法令内容や上記1)の管理情報に関する規則の趣旨を習得できる内容である
 - ② 教育の実施者、対象者が明確になっていること

- 4) 管理情報を保管するための設備、その他管理情報の保持のために必要な設備を設置していること。
- (12) 受注者の特約条項
- 本契約において管理情報の扱いを開始した後に、「(11) 受注者の適合性確認1)」項で定めた規則に示す全ての事項を遵守しなければならない。また、受注者が規則を遵守していることを、年度毎に原子力機構による確認（以下、「情報管理監査」という。）を受けなければならない。
- なお、情報管理監査において原子力機構が指摘等を行った事項は、その措置について原子力機構の了解を得て速やかに措置するとともに原子力機構の確認を得なければならない。
- (13) 作業関係車両駐車場所について
- 再処理センター内の駐車場所には作業関係車両の駐車可能台数に制限があるため、作業時間外にセンター内に駐車を希望する場合は台数を提示の上、機構担当者と調整すること。
- (14) 竜巻対策について
- 本工事で使用する重機は、当日の作業終了後に工事場所から機構担当者と調整した所定の場所に移動すること。作業終了後に重機を工事エリアに残す場合及び工事用仮設工事物については、竜巻対策に必要な処置の実施について、機構担当者と協議・調整を行うこと。
- (15) 写真撮影の制限
- 再処理センター敷地内での写真撮影は、事前に撮影許可申請書を作成し、許可を得たカメラにて撮影すること。なお、撮影許可を得た場合であっても、撮影した写真は原子力機構担当部署にてPPチェックを受けた後で入手可能となる。なお、マスク及び原子力機構担当部署へのPPチェック申請は再処理センター側で対応するため、作業完了時に再処理センター担当者にカメラを渡すこと。
- (16) 喫煙について
- 再処理センター敷地内での喫煙は喫煙所で行うこと。また、喫煙所での水分補給、カメラ付携帯電話、スマートフォンの使用は禁止とする。

23. その他

本工事は発注者指定の4週8休工事である。

- (1) 4週8休の考え方は以下のとおりである。
- ① 「4週8休」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息の日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、

現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。

- (2) 請負業者は、工事着手前に、4週8休の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、4週8休に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

24. 提出書類

受注者は、遅滞なく以下の書類を監督員へ提出するものとする。書式等、詳細については監督員の指示による。(■印：提出対象。□印：状況に応じ要提出。)

図 書 名	部 数	提出時期	確認の要 否	備 考
■工事請負契約書	指示する部数	契約部署の 提出指示による 契約後速やかに	否	契約部署の 指示による 契約部署の 指示による 品質保証管理の 必要な工事のみ 工事仕様書も 綴じること
■建設リサイクル法による説明書面の交付	指示する部数			
■品質保証計画書※	2		要	
■設計図簡易製本	指示する部数		否	
(着工前)				
■工事着工届	1	契約後14日以内	要	JAEA 書式による
■現場代理人届	1	〃	〃	〃
■主任(監理)技術者届	1	〃	〃	〃
■約定工程表	1	〃	〃	〃
■下請業者の届出について	1	着手7日前迄に確認が 得られるよう提出す ること	〃	〃
■作業計画書	1	〃	〃	〃
■作業者名簿	1	〃	〃	〃
■安全衛生チェックリスト	1	〃	〃	〃
■作業等安全組織・責任者届	1	〃	〃	〃
■撮影許可申請書	1	着手前迄に確認が得 られるよう提出す ること	〃	〃
■火気使用許可申請書 (工事用、仮設事務所用別申請)	1	着手7日前迄に確認が 得られるよう提出す ること	〃	〃
■工事用仮設物、材料置場用地貸与許可願 □作業場等建物用地貸与許可願	1	〃	〃	〃
■仮設事務所等の事故対策所登録届出書	1	〃	〃	〃
■全体工程表 (マスター工程)	指示する部数	着手前迄に確認が得 られるよう提出		

■現場責任者等教育受講申請書	1	受講日の10日前	〃	
■その他	指示する部数	指示する時期	必要に応じ	

竣工図書の電子データは、電子記録媒体（CDまたはDVDなど）で納品とし、竣工図書にディスク収納ポケットを張付けて収納すること。工事写真及び竣工写真の撮影にデジタルカメラを使用する場合において、画像の加工編集は認めない。また、解像度は100万画素以上とする。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正は認める。

図 書 名	部 数	提出時期	確認の要否	備 考
(工事進捗中)				
■工程表（月間、週間）	指示する部数	必要の都度	要	
■主要機器・材料製造業者確認願又は材料確認願	〃	〃	〃	
■工事日報	〃	〃	〃	
■工事月報	〃	〃	〃	
■重機月報	〃	〃	〃	
■リスクアセスメントシート	〃	〃	〃	
■施工図又は製作図	〃	〃	〃	
■機器図、製作仕様書	〃	〃	〃	
■施工計画書	〃	〃	〃	検査計画書含む
■試験・検査申請書及び報告書	〃	〃	〃	記録(写真)含む
■打合せ議事録	〃	〃	〃	
■施工体制台帳（写し）	1	作業期間中随時更新	〃	
■その他	指示する部数	必要の都度	必要に応じ	
(竣工時)				
■支払内容通知書 兼 竣工届・請求書	1	竣工日	〃	〃
□予備品明細書	指示する部数	竣工検査日	否	指示による
□支給品受領書	〃	〃	〃	明細書添付
□取扱説明書	〃	〃	〃	
□保証書	〃	〃	〃	
■建設副産物処理報告書	1	作業終了後	〃	(マニフェスト類)

(No.17)

■竣工図書	指示する部数	竣工後 14 日以内	〃	A4 版 黒表紙金文字
■電子データ(竣工図, 施工図, 写真)	〃	〃	〃	CD-R, CD-RW DVD-R, DVD-RW 等
■工事施工写真及び竣工写真	〃	〃	〃	
■官公庁又は所内手続き等書面	※	※	〃	必要な場合
■その他	〃	指示する時期	必要に応じ	

II. 特記事項

1. 共通事項

- | | |
|------------------|---|
| (1) 既設構造物、埋設物防護工 | <p>既存構造物及び埋設物は原子力機構として重要性の高い物であるため、施工については、「既設埋設物等損傷防止管理手引き」（建設部）に基づき、各管理部署を含め調整、試掘を行い、損傷防止策の検討を行うこと。また、以下事項を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設構造物及び埋設物は、支持杭、親杭及び鋼矢板等を利用し、吊防護等を行うこと。なお、ブランク取付用アンカー打設箇所や杭設置箇所等は埋設物探査及び人力掘削による試掘等の調査のうえ、建設部が実施する技術審議会の承諾を得てから施工に着手すること。 ・試掘等により発見した埋設物は、埋戻し後も深さと位置がわかるように地上表示すること。 ・既設埋設物近傍作業においては、施工前打合せ時に埋設物の種別や系統を記載した埋設図、写真等を用いて掘削位置の確認を行うこと。 <p>また、作業当日は既設埋設物の地盤への表示を行い、監督員の立会確認を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定外の埋設物が出現した場合、直ちに作業を中止して、監督員へ連絡すること。その後、原子力機構の立会のもと、試掘により埋設物を露出させて、既設ルートの確認及び活線の有無の確認を行い、協議の上、その後の対応を決定すること。 |
| (2) 仮排水工 | <p>掘削時の降雨等に対しては、必要に応じて水中ポンプによる排水の排水処理方法を検討し、排水計画について原子力機構の承諾を得ること。なお、排水基準、排水量については、以下に示す基準値を満たすこと。基準を満たさない場合の排水先については、監督員との協議とする。ユーティリティ排水経路にて排水を行う場合は、20t 以下/h を排水量の制限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（pH）：5.8～8.6 ・浮遊物質量（SS）：40 mg/l 以下 |
| (3) コンクリート | <p>使用するコンクリートは設計図書に示す仕様とする。</p> <p>標準仕様及び検査については、コンクリート標準示方書（土木学会）による。</p> <p>また、コンクリートプラントの選定に際しては、工事現場近傍の複数のプラントと事前協議を行い、安定的なコンクリートの供給を確保すること。</p> |
| (4) 縁石工 | <p>コンクリートブロックは、JIS A 5307（コンクリート境界ブロック）の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたはそれに準ずるものとする。コンクリートブロックは、据付前に清掃した基礎の上に安定よく据え付け、目地モルタルを丁寧に充填すること。基礎は、基礎コンクリート 18-8-25、再生クラッシュラン（RC-40）とする。</p> |
| (5) U 型側溝 | <p>U 型側溝は JIS A 5305（鉄筋コンクリート U 型）に準じるものとする。</p> <p>資材置場に仮置きしている U 型側溝を一部、再利用するものとし、監督員が立会の上、良好な製品を選定して使用すること。</p> |
| (6) 安全に関する配慮事項等 | <p>重機作業においては、重機と作業員の接近を検知して両者に警告を行う警報システムを採用する等、接触防止措置を行うこと。</p> <p>狭隘な掘削箇所では、作業員の昇降は、掘削進捗状況にあわせてはしご等を利用すること。また、昇降時は作業員の墜落・転落災害の防止を図ること。</p> <p>感染症等の感染防止対策として、事務所や詰所での離隔の確保や、作業内容・工事場所に合わせた対策を行い、作業員全員の周知、徹底を図ること。</p> |

(7) 外周道路の部分使用について 外周道路については、令和7年3月より工事請負契約条項第32条に基づく部分使用を行う計画を予定しているため、令和7年2月28日までに工事を完了させること。部分使用に関して、各調整等について、原子力機構に協力すること。

2. 土工事

(1) 一般事項 使用機械、転圧の方法等についての検討を行うこと。

(2) 床掘工 床掘りに当っては、埋設物を損傷しないように十分注意を払って施工することとし、人力により先行掘削の上、埋設物が無いことを確認後に、機械掘削を行う。なお、試掘調査は、「既設埋設物等損傷防止管理手引き」（建設部）に従い、施工計画書を作成し、「事前調査結果」については施工前に建設部技術審議会の審議を受けること。

(3) 埋戻し工 埋戻しに当っては、天候に留意し、適切な含水比の状態で行わなければならない。埋戻し土は一層の仕上り厚30cm以下を基本とし、充分締固めるものとする。

(4) 土砂置場 土搬入等における場内整備、搬入管理等について使用者責任において対外的な支障が無きよう実施すること。土砂運搬中は、サイクル研構内の交通ルールを遵守し、運搬ルートは設計図書に示すルートで行うこと。なお、残土は、構内指定場所で適宜、盛立てするものとする。

残土及び土砂仮置場は、サイクル研究所構内（案内図参照）の指定場所とする。土砂の搬入・搬出中は、指定場所の出入口に交通誘導員を1名配置すること。

(5) 構造物撤去工、運搬処理工 工事施工に伴い生じた建設副産物の処理については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。

本工事により発生した廃棄物（廃材）については、下記種類に分別し監督員の指示のもと適切に処理するものとする。

廃棄物の種類	処分場所	備考
鉄筋コンクリート殻 無筋コンクリート殻 アスファルト殻 改良土	構外処分	
金属（有価物）	構内指定場所	設計図参照

産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者で行うこと。マニフェストに基づく伝票（A、E票）の写しを提出すること。

(6) 支障物撤去 設計図書に示す支障物は近接する構造物に悪影響を与えないように慎重に撤去すること。

設計にない支障となる障害物が存在した場合は、障害物の種類及び位置、形状を明確にして監督員へ報告し、対応について協議を行うこと。

(7) 環境対策 使用する重機は、低騒音、低振動、排出ガス対策型の機種を選定すること。

3. 道路整備工事

(1) 一般事項

施工に先立ち現況の調査及び測量を行い、既存構造物との取合、または接続を十分に検討し、高さ及び位置等で設計図書に不具合がないことを確認の上、その結果を監督員に報告すること。

(2) 路盤材

路盤材は、事前に粒度分布配合表および修正 CBR 試験結果表を提出し、原子力機構の承認を得ること。路盤の施工に先立ち、雑草、浮石、木片、ごみ等を取り除き、清掃を行うこと。

路盤の材料は再生材のクラッシュラン (RC-40) 又は粒度調整砕石 (M-30) とし JISA5001 (道路用砕石) に準ずるものとする。

路盤材施工時には、現場密度試験 (JIS A 1214) (3 孔以上/3,000m² 以下) を実施し、最大乾燥密度の平均値が 97% 以上であることを確認すること。

なお、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、その措置方法について原子力機構と協議しなければならない。

(3) アスファルト舗装

アスファルトは、JIS K 2207 による再生アスファルトとし、骨材は JIS K 5001 による道路用砕石とする。

加熱アスファルト混合物等の種類は以下のとおりとする。

- ・車道表層: 再生密粒度アスファルト混合物 (13)
- ・車道基層: 再生粗粒度アスファルト混合物 (20)
- ・歩道舗装: 再生密粒度アスファルト混合物 (13)
- ・アスカーブ: 再生細粒度アスファルト混合物 (13)

アスファルト舗装完了時には、コア採取による厚み検査 (1 箇所/1,000m² 毎)、現場密度試験 (3 孔以上/3,000m² 以下)、プロファイルメーターによる平坦性試験を実施すること。

(4) 区画線

受注者は、区画線の施工に先立ち設置路面の水分、泥、砂塵、ほこりを取り除き均一に接着するようにしなければならない。

受注者は、区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。

(5) 土木安定シート

路床路盤の分離及び路盤補強を目的として、設計図書に示す範囲に土木安定シートを設置すること。使用する土木安定シート (仕様は図面のとおり) は、事前に原子力機構の承諾を得ること。

4. 雨水排水設備工事

(1) 一般事項

施工に先立ち現況の調査及び測量を行い、既存構造物との取合、または接続を十分に検討し、高さ及び位置等で設計図書に不具合がないことを確認の上、その結果を監督員に報告すること。

(2) 基礎工

側溝、集水桝、管渠の基礎の施工にあたっては、不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないようにすること。

(3) 据付工

側溝及び集水桝の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷する恐れがある部分には、請負者の責任と負担により保護しなければならない。

(4) 継目部の処理

側溝、集水桝、管渠の継目部は、付着及び水密性を保持し、段差を生じないようにすること。施工中の排水設備は保全のために必要な防護措置を実施すること。また、設置後の設備がその他工事の施工で損傷等が生じないように、確実に保全すること。

- (5) 埋設シート 埋戻し時には、地中埋設配管に埋設シート(2重折)を地表面下 300mm(舗装のある部分は、舗装路盤面下)に敷設すること。また、設置状況の写真を撮影し、記録すること。

5. 付帯設備工事

- (1) 一般事項 設計図書に示すとおり、舗装復旧範囲内にある既設構造物の天端高と舗装高に高低差が生じる箇所は嵩上げ・嵩下げの措置を行い、また、強度不足となる蓋の更新、既設埋設物の補強及び不要物・支障物・新規設置物の撤去・移設・新設を実施する。なお、現況調査の結果、設計図書に疑義・改善点がある場合は、原子力機構と協議の上、対処すること。
- (2) 既設構造物の嵩上げ・嵩下げ 既設構造物の天端高と計画舗装高と高低差が生じる箇所については、嵩上げ・嵩下げ等を行うこと。高低差が微細な場合はモルタルによるすり付け処理を行い、高低差が大きな場合は側塊ブロックを追加もしくは切断して、段差を解消するものとする。なお、側塊ブロック接続部からの漏水が生じないように確実に止水処理を行うこと。
電気ハンドホールの嵩上げは、ハンドホール首部(コンクリート製のリング)で行う。50mm および 100mm のリングを追加し、既設首部の解体やハンドホールの再設置を避ける施工とする。なお、既設鉄蓋は、新設する鉄枠とのマッチングから防水性、ガタツキを考慮し再使用せず、撤去新設とする。
- (3) 蓋類の更新 設計図に示すとおり、蓋類の耐荷重が不足する箇所は、適切な耐荷重を有する蓋に更新すること。
- (4) 埋設物の補強 埋設物のうち補強が必要と判断される構造物は鉄筋コンクリートにより、補強すること。
鉄筋コンクリートの施工にあたり、以下の事項を厳守すること。
・コンクリートは、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) の普通コンクリートとする。
設計基準強度は 18N/mm² 以上、スランプは 18 cm 以下とする。
施工に先立ち配合表を原子力機構に提出すること。
・主筋は D13 を使用し、配力筋は D10 を使用する。(JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼又は JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼)
・鉄筋の継手は重ね継手とする。
・型枠を立ち上げセパレーターを取付ける。
・コンクリート打設時に型枠が動かないように固定する。
・打設後、コンクリート養生期間を経て強度が確認されたのち型枠を解体する。
・P コンの穴はモルタルで埋める。
- (5) 外灯の撤去・設置 設計図書に示す位置に、外灯 1 基を撤去し、ソーラー型外灯 3 基を新設する。ソーラー型外灯の仕様は以下のとおり。
・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和 4 年版「ソーラー街路灯 LSA1-03」(JIL 5510「屋外用非常灯及びソーラーライト技術基準」によるソーラーライト)とする。
・コンクリート基礎寸法および形状は、JIL 1003「照明用ポール強度計算基準」により算出した値とする。ただし、幅 600mm、根入れ長 800mm を下回らないこと。床掘りに当たっては、人力掘削とし、埋設物を損傷しないように十分注意を払って施工すること。

設置完了後、ポールの垂直および太陽電池方向の確認を行うとともに、

点灯試験・動作試験・照度測定を行い、監督員の確認を受けること。

(6) 既設上水管用
柵の設置・高さ調整

既設浄水管のバルブ操作及び点検用の柵及び立ち上がり塩ビ管の高さ調整等を行うこと。柵蓋は支給品を使用すること。

(7) 防草シート

雑草の繁茂抑止及び表層地盤の浸食を防止する目的として、設計図書に示す範囲に防草シートを設置すること。使用する防草シート（仕様は図面のとおり）は、固定ピンで固定すること。

防草シートの固定ピンの設置は、改質アスファルト系防草シートでは 1.51 本/m²、ポリエステル長繊維不織布シートでは 2.22 本/m²を標準とする。

(8) 地中埋設標の
設置

本舗装における地中埋設標を配管種毎に以下のとおり設置すること。

[コンクリート製]

- ・電気：2 個
- ・上水：2 個

[鉄製]

- ・電気：4 個
- ・上水：3 個
- ・工水：3 個
- ・蒸気：3 個
- ・雨水：3 個

なお、設置場所については監督員より指示する。

(9) ガードパイプ

ガードパイプの仕様は以下のとおり、事故対処設備保管場所に設置されている既設ガードパイプと同等とする。

- ・支柱 Φ60.5×3.2×2,330 3m 間隔
- ・横パイプ Φ42.7×2.3×2,990 4 段
- ・表面処理 塗装（白）

なお、設置場所については地盤改良土の上部に既設コンクリート床板 t=100 が施工されているため、支柱設置時に必要な削孔等を実施すること。

6. メーカーリスト

メーカーは、下記に示すもの又は同等以上の品質を有するものを選定し、原子力機構の承諾を得ること。

項目	メーカー
ソーラー街路灯 LSA1-03	パナソニックホールディングス(株)、(株)東芝、岩崎電気(株)